

1890年代の同志社

—岐路に立つキリスト教主義学校の問題（2）—

土 肥 昭 夫

IV

尋常中学校設立の問題に入る前に、1890年代後半の同志社の学校制度の変化をみよう。それによって、この問題がおこった原因が明らかになるからである。

前号でのべた、同志社とミッションの決裂の結果、同志社は制度上縮小を促がされた。1896年4月に尋常中学校（5年制）が開設されると、予備学校は廃止された。それにともない、普通学校は高等普通学校（3年制）と改称し、さらに翌年8月には、これとハリス理科学校、政法学校が合併し、高等学部文科学校、同ハリス理科学校、同政法学校となった。これらは4年制で尋常中学校卒業程度を入学資格とした。しかし学生数の減少、教員数の不足のため、そのレベルは低下し、結局高等学部にまとめられ、そのなかのコース別という程度のものになった。この高等学部は、1904年3月に専門学校令（1903年）による同志社専門学校になり、英文科、経済科をおくまで、低迷状態をつづけた。ハリス理科学校の場合、96年の同志社がミッションと決裂したこと、またハリスの寄付した理科学校資本利子が尋常中学校に流用されたという報告がミッションよりハリスに伝えられたこともある（『基督教新聞』1898.7.29）、ハリスはアメリカン・ボードに預けていた資本利子を同志社に送ることを中止した。そのために理科学校は事実上閉鎖にひとしい状態においこまれた（『明治廿九年度同志社報告』2—3、6—7ページ）。その後1899年にミッションとの関係が復活し、理科学校の再建もはかられたが、学生はあつまらず、教師の辞任もあって、1901年3月に理科学校は閉鎖された。神学校も、ミッションとの決裂で打撃をうけた。1896年8月に宣教師が総辞職したので、小崎弘道ら3人の日本人

資料(二) 同志社男子学校学生・生徒数一覧表 (1896—1903)

学校名 項目	尋常中学校		普通学校		神学校		高等普通学校		理科学校		政治学校		高等学部 (文科・ 政法)		合 計			
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	入学者	退学者		
年度																		
1896	257	—	43	20	9	11	—	—	6	12	7	—	—	321	44	168	303	
1897	245	18	—	—	4	2	16	—	0	—	1	23	—	272	37	171	183	
1898	243	28	—	—	3	0	14	—	0	—	1	36	—	282	43	249	96	
1899	236	23	—	—	3	—	—	—	0	—	0	20	3	256	29	204	301	
1900	—	35	150	—	18	0	—	—	0	—	0	10	0	178	35	140	183	
1901	—	—	237	9	16	4	—	—	0	—	7	2	260	15				
1902	—	—	268	21	16	0	—	—	—	—	13	2	297	23				
1903	—	—	336	44	25	3	—	—	—	—	12	0	373	47				

- (1) 上記の表は同志社の各年度報告にもとづいて作成した。
- (2) Aは在校生、Bは卒業生をしめす。
- (3) 一部分は開設されないもの、あるいは開設されていて他の学校の統計数字となっているものを示す。
- (4) 余白の部分は年度報告にないために不明のものを示す。おそらく0とおもわれるので合計では無視した。

教師が、原田助らの協力を得て、神学を講じた。本科はなお高等普通学校卒業程度を入学資格として3年制をつづけたが、別科は廃止された。宣教師たちは福音学館をつくって、同志社とは別に神学教育をおこなった。ミッションとの関係が復活し、両者が一つになって講義が再開されたのは、99年10月であった。

以上のべた諸学校の学生・生徒数の動向は、資料(二)にみるとおりである。その数は90年代前半よりさらに減少した。それにミッションとの決裂による寄付金断絶が、学校経営に重くのしかかった。この苦境をのりきるために、同志社当局は校友会、財界への募金に尽力したが、また同時に漸く整備されてきた国家の教育制度のなかに同志社を置き、その恩恵と特権によって校運の挽回をはかろうとした。尋常中学校の設立は、その最初のこころみである。

96年4月に開設された尋常中学校は、中学校令(1886年)に準拠した学校で、9月に文部大臣の認可を得た。90年代に尋常中学校入学希望者が増加し、キリスト教主義学校でも、立教、東洋英和学校、明治学院、青山学院などが、尋常

中学校を開設した。ところが、このためには、地方長官を経て文部大臣の認可が必要であるが、その際文部省の定めた入学規定（1894. 9），学科およびその程度（1894. 3），設備規則（1891. 12）に準拠していなければ、認可されなかつた。そのなかには、教科の内容にまで立ち入って、これを天皇制国家教育の確立に利用しようとするものがあった。その典型は倫理科で、教育勅語にもとづく道徳教育でなければならなかつた。

同志社当局は尋常中学校の発足に際して、天皇制国家教育のなかに同志社教育をどのように位置づけるかを考えた。これが96年3月4日の「同志社各学校教育の主義」という教員会決議となってあらわれた。その全文はつぎのとおりである。

「同志社各学校は本社教育の趣旨に従い基督教を以て徳育の基本とし智徳併行の実を擧げんが為め左の条目に因て教育を施すものとす

第一条 神を敬愛し正義の法則を遵法する事

第二条 基督を尊崇し其垂訓に遵い博愛の大義を実行する事

第三条 各自の品性を修養し社会の道徳を増進する事

第四条 教育勅語の趣旨を奉じ忠孝の道を守り国民の義務を完うする事

第五条 誠実自由の討究を旨とし諸般の学術を研究する事 以上」⁶⁾

このように条目が羅列され、それに応じた教育の内容が唱えられると、キリスト教の教育、勅語による道徳教育、知識技術の教育は内的関連性を失い、キリスト教を人間教育の基本とし、「智徳併行」を唱えた同志社教育の実はなくなることになる。特に第1—3、5条と第4条の質的な関連が問われるところであろう。教員会決議はこの問題について何ものべていない。

さらに同志社当局は、尋常中学校設立認可を申請したときに、最初は聖書を教科書として倫理科目を教えることにしていた。しかし京都府庁はこれを認めなかつた。そこで4月6日の教員会議はこの問題を論議し、デビスらの反対を押し切って、倫理における聖書使用を撤回した。その決議によると「尋常中学校倫理科に聖書を用ゆる事中学校設立出願に不都合の様子なるを以て左の如く修正す 一 倫理は勅語の旨趣に基き人倫道徳の要領を授く 以上」⁷⁾ その理由は、勅語と聖書の趣旨は矛盾しないので、勅語の趣旨をキリスト教的に解釈

して教えることは可能である、というのである。

尋常中学校設立認可に際して加えられた制約は、それだけではなかった。府庁の質疑に対する答申書のなかで、中学校は卒業式に際して「皇室の為め及び我が国民のために天祐神助を祈るの意を表すは臣民たる者の義に於て当さに為すべきの本分と存候」⁸⁾とし、天皇家や国民のために祈禱を行なう余地を残していた。これに対して、府庁は、国民教育に宗教儀式は認められないと反対してきた。さきの聖書使用禁止といい、祈禱の否認といい、第6節でのべる、1899年の文部省訓令第12号の趣旨がすでにここにはっきり表明されている。同志社当局は7月に、校長代理浮田和民の名で、つぎのような問い合わせと学校設立の意味を説明する文書を出した。

「本年四月一日同志社尋常中学校設立認可の義願出候処今に何等の御沙汰無之生徒中其方向に惑う者も有之候間甚だ恐縮の至りに御座候得共至急御認可の程奉願候尤も本社に於て右尋常中学校を設立致す理由は全く教育上の目的にて毫も布教伝道の事に關係無御座候此段併せて開陳仕候也」(傍点一筆者)⁹⁾。

さらに9月には校長小崎弘道名でつぎの答申書を府知事あてに提出した。

「一 同志社尋常中学校倫理教育の方針は教育に関する 勅語に基き人倫道徳の要旨を授け徒らに倫理学の理論に馳することなく専ら躬行実践を目的と致申候而して 皇祖皇宗の神靈を敬い各自その祖先を尊び国民として忠孝の資性淳厚ならんことを期し教員たる者常にその生徒に対するや報本反始の心志を啓培涵養するを以て国民教育上最も尚ぶ可き所と思惟仕候

一 大祭祝日には生徒を会集して教育に関する 勅語を奉読し且つ意を加えて聖書の有る所を誨言し或は歴代天皇の盛徳鴻業を敍し或は先哲の遺訓伝記を述る等その祝日大祭日に相当する講演を為し以て忠君愛國の志氣を涵養せんと務むるは同志社尋常中学校の本旨にしてまたこれを実践する見込に御座候

一 (教員は免許状有資格者をもって約2年後に補充することをのべる一筆者)
 一 同志社尋常中学校に於て卒業証書授与式挙行の場合に於ては布教伝道の方略として宗教上の勤行に属する式典を加うこと無之は勿論生徒等に向い大に訓言誨告を施し以て其心肝に教育に関する勅語を銘刻せしめんことを勉め可申候

右は同志社尋常中学校設立認可出願の件に關し御質格に対し答申仕候也」、
(傍点一筆者)¹⁰⁾

この4項目のうち、第1と第4は、府庁がみとめなかつた、前述の問題に関連する同志社の答申であり、第2項は、前号第1節であつた「小学校祝日大祭日儀式規定」(1890.6)を尋常中学校に適用して弁明したものと思われる。

同志社尋常中学校は、このような答申書を条件として文部大臣の認可を得た。そして99年2月に中学校令が改訂されると、これに準拠した同志社中学校になり、前号第1節にのべたさまざまな制約のもとに、この年の4月より教育が行なわれたのである。

そこで改めて問題としたいのは、尋常中学校認可に際して提出された諸文書を通して、同志社当局者がキリスト教主義教育をどのように考えていたかということである。彼らは伝道布教のためではなく、天皇制国家に奉仕する国民教育のために尋常中学校を設立するという。また、倫理教育に際して聖書を教科書として採用せず、勅語にもとづく実践道徳を教え、式典では祈禱など宗教的儀礼を行わない、という。これらをほかにして尋常中学校の生徒にむかってどのようなキリスト教主義教育の理論と方法があるというのだろうか。これまで官庁に提出された諸文書に関するかぎり、それを知ることはできない、といわねばならない。

さらに、キリスト教主義学校のメルクマールの一つを、その学校が立っている歴史的状況のなかで、学校がどのようなキリスト教的信念と決断をもって、どのように問題にとりくむか、ということに見出すならば、地方官庁の宗教と教育の分離政策に異議を唱えて抗弁することもなく、これに順応した答申書を提出することは、果してキリスト教的といえるだろうか。同志社が尋常中学校を設立することで、なんとか苦境を突破しようとした心境はわからないわけではない。しかし、そのために、キリスト教主義教育という事を曖昧にするか、あるいは天皇制国家の教育を補完するために、キリスト教を利用しようとしたのが、尋常中学校設立の実態であった。それはキリスト教主義学校としての同志社の敗北であった。ところが、同志社は敗北したという自己認識さえ持たなかった。これもまたキリスト教的自己認識といえるだろうか。

尋常中学校設立と直接関係がないが、さきのミッションとの決裂に關係があるので、小崎弘道の社長辞任問題にふれておこう。小崎の回想録によれば、彼は徵兵令上の特典を得ることができず、頑固に福音主義に固執して、異説を抱く人を容れる度量がないため、大西祝のような有能な人を迎えることができなかつた。96年6月に米国留学から帰国した横井であれば、新神学に立ち、包容力もあるので社長に適任であろうという意見が、湯浅治郎ら社員のなかからあらわれた。97年3月の社員会で、彼の予算案が否決され、辞任した、というのである¹¹⁾。

ところが、筆者が最近入手した資料のうち、小崎がこの年の7月に社員会にあてた自筆の書簡があり、その年代からすれば、この方が後の回想録よりも遙かに信ぴょう性が高い¹²⁾。それによると、徵兵令上の特典のことはふれられていない。むしろ96年4月に同志社がミッションより「独立」したことが宣教師に対して不当の処置であり、この際彼らと調和し得る人をあげて社長にすべきだという意見が出たことをあげている。これは小崎にとっては全く心外なことであった。社員会がこの問題を協議し、決定し、その後の苦労を共にすることを誓い合ったからである。このほか、ある社員は、今の同志社は校長の私学校のようであるといって、小崎のいき方を批難した。しかし彼には思いあたる節がなかった。こういう気運のなかで、97年3月の社員会が開かれたので、彼はまず懇談会を開いて社員の心情をたしかめたが、あまり問題もなかつたので、議事に入ったら、その進行が妨げられ、ある社員はひそかに辞任をすすめた。小崎はこの事態を自分の不徳のいたずところとして、辞表を提出した。しかし後で、なぜそうしなければならないのか全く了解に苦しんだ。そこでなぜ社員たちが自分を辞職をさせたかを詰問し、同志社のミッションに対する「独立」の遂行を期待し、この問題に対する横井の曖昧な態度を批判し、同志社のキリスト教主義を鮮明にするために、現社員および横井社長の辞任を主張した。

この怒りに満ちた小崎の書簡の見解が事実に即していたかどうかを分析することは、他日に期すことにしよう。ただここで指摘したいことは、同志社がミッションと決裂したことが、1年と経たないうちに、くずれはじめたことである。しかしミッションとの関係を回復しようとするならば、同志社がキリスト教主

義教育に関して明白な立場を明らかにし、彼らと交渉することが、まず必要であった。しかし尋常中学校設立にみられる同志社当局の対応からすれば、この事はきわめて困難であったといわざるを得ない。同志社はミッションと国家権力のはざまにあって、いよいよ低迷しなければならなかつたのである。

V

同志社尋常中学校の設立は、ミッションとの決裂によってその寄付金が途絶し、学校経営に苦しんだ当局が、天皇制国家の教育制度のなかに自己を投げ出すことによって、校運を挽回しようとした窮余の策であった。こういったいき方は、98年2月の同志社綱領削除の決議にもみられよう。

この削除とその後の事実経過はつぎのとおりである。97年5月に社長に就任した横井時雄の説明によれば、同志社は教育機関として、前号第1節にのべた徵兵令上の特典を得るために、その認可願を提出してきたが、その特典を得るうえで必要な条件をみたしているのに、認可は与えられなかった。文部省が認可しない理由を調査したところ、彼らは同志社が教育機関なのか、宗教学校か判断しかねているからだ、ということがわかった。そこで97年末の認可願では、神学校を宗教学校として特典の請求より除外し、他の学校について申請した。しかし文部省は同志社全体に対して疑念をもっていた。彼らによると、同志社通則のうち、綱領に「本社は基督教を以て德育の基本と為す」(第3条)、「…本社の設立したる学校は總て同志社某校と称し悉く本社の通則を適用す」(第2条後半)とある。彼らはその意味を同志社の各学校がキリスト教を科目として教えることと解釈した。しかし同志社側は、綱領のいうキリスト教主義教育をキリスト教の精神を学内に拡充することと解釈し、その手段としてキリスト教を科目として教えているにすぎない。つまり文部省の解釈は同志社の実情に即していない。そこで、98年2月の社員会は、徵兵令上の特典が学校の発達に著しい関係をもつと判断し、綱領第2条末尾の「悉く本社の通則を適用す」を削除し、それに応じて「本社の綱領は不易の原則にして決して動かす可らず」(第6条)も削除することを決議した。しかし第3条は残してあるから、同志社はキリスト教主義の学校である、とした¹³⁾。横井らはのちに、この綱領

削除の処置は98年6月実施の民法施行法にもとづく財団法人設立のための寄付行為証を作成するための予備的処置であったと、説明している(『同志社々員会総辞職の顛末』6—7ページ)。この綱領削除によって、神学校をのぞく男子学校は徵兵令第13条による特典を得た。

ところが、この綱領削除の社員会決議が伝えられると、同志社卒業の校友会、組合教会の人たち、植村正久、田村直臣、田川大吉郎、片山潜、本多庸一など他教派の人たち、さらにアメリカン・ボードの宣教師たちよりきびしい批判と攻撃がおこった。その急先鋒は、当時『基督教新聞』の主筆をしていた留岡幸助であった。そのために、この新聞は綱領削除問題に関する記事、特に反対派の動き、あとでのべる、この問題に関する論争を知るうえで貴重な資料になるだろう。また小崎の刊行していた『新世紀』誌も、反対の立場から情報と主張をのせている。反対運動に対して、横井のほか、安部磯雄、原田助、湯浅治郎ら社員が弁明をしたり、対策を講じていった。反対運動は最初校友会員を中心に展開された。神戸をのぞく各地で校友会ないし校友有志が反対の意志を表明した。その論旨を簡単にいえば、社員会は不思の綱領を削除する権限がないこと、同志社のキリスト教主義教育はこの削除で消滅すること、アメリカン・ボードを通して同志社に寄付した人々は、この綱領にもとづく同志社に信頼を寄せていた。この削除は彼らの信頼を裏切ること、などである。

4月14日に横井ら8名の社員を迎えて、校友会有志大会が東京で開かれた。この大会で綱領削除を可とする者32名、否とする者44名となり、削除賛成者が退場したので、反対者たちは強硬な方針をきめて、社員会に立ちむかうことになった。これより少し前に開かれた第13回組合教会総会(1898.4)も、綱領削除反対の決議をした。これらに勢を得た反対派は、校友会臨時総会を開催して決着をつけようとしたが、学校当局が開催権を持っているために困難となり、結局6月28日の定期総会でこの問題をとりあげることになった。その間学校当局の弁明工作が活潑になされ、それなりの効果が上ったようである。総会では、横井の報告という方法で綱領削除問題がとりあげられ、反対派はせまっていったが、その意見はとり入れられず、退場してしまった。その結果賛成派の見解が決議された。その主要な内容はつきのとおりである。

「一 同志社校友会は社員が綱領第2条の一部及第6条を削除したる決議を是認す但し其の手続に於ては尽さざりしものと認む

二 同志社校友会は右社員会の決議により従来の教育主義を変更したるものに非ずと認む」(「同志社校友会総会」『基督教新聞』1898.7.8)

この頃より反対派の人たちは、新聞を通じて訴える以外に運動の手がかりを失ってしまった。その代りにアメリカン・ボードの宣教師の反対運動が前面に出てきた。すでにJ.デビスやD.ラーネッドは、社員会の決議に反対し、ボードも同志社への従来の寄付金返済を請求する意向をのべていた。98年7月のミッショն宣教師年会は、この方針に沿って、同志社との協力問題について、きびしい決議をした。それによると、綱領削除は同志社への寄付者に対する盟約をふみにじるものであり、尋常中学校設立、社員のキリスト教的立場を考えるとき、同志社が福音主義的キリスト教に立つ学校にならないかぎり、ミッショնは同志社と協力できない。したがってまず綱領を復活しないかぎり、同志社が創立以来ミッショնの寄付した全金額を返還するように、ボードとともに努力する、というのである。(「同志社との協同に関して1898年7月13日神戸に於てなせる米国伝道会社日本宣教師の決議」同上紙、1898.7.29)。

ボードは日本駐留の元総領事で弁護士N.W.マッカイバー(McIvor)を代理人として、9月に日本に派遣した。彼は事情を調査のうえ、デビス、ラーネッド、M.ゴルドンらと共に、数回にわたって社員たちと会見した。彼らは社員会がみだりに不易の綱領を削除したとして、寄付金の返還をせまった。同志社側は、通則は寄付の条件としてつくられたものではない。それは社員の合意のうえで決ったものであるから、社員会が文字を改変する権限位はもつ。同志社のキリスト教主義教育は自由な精神的感化によって可能である。現在財團法人設立のための寄付行為証を作成する準備にとりかかっており、これによって改正された通則は不易のもの、特にキリスト教主義教育のことは永久不易とする、と説明していった(『同志社々員総辞職の顛末』3—4ページ)。一時は通則改正で妥協がうまれるかとおもわれたが、同志社の各学校にキリスト教主義教育を通用するという項目で、見解は対立してしまった。そこで、社員会は今回の問題を局外者の仲裁に付することを提案したが、ボード側は綱領復活は仲裁裁判の

対象にならないと拒否し、綱領復活をつよくせまったく。そして社員会がこの要求をうけ入れなければ、訴訟に持ちこむといつて、その準備をすすめていった¹⁴⁾。

ボード側がこのような強硬な態度に終始した背後には、これまでのべた、同志社とミッションの関係から生じた不信感が彼らの中に根強くあった。O.ケーリによれば、外国人は同志社のケースを日本人が経済上の問題では信用されていない証拠として取り扱っている。そしてマッカイバーは現行の日本の法律のもとではボードが勝訴する見込みは少ないと判断している。それでもあえて訴訟に持ち込もうとするのは、現行の法律が外国人の資産を保障するうえで欠陥があることを世界に知らせ、外国商人たちは条約改正によって現行の法律の下に立つことに反対していることを明らかにするためである、と述べている¹⁵⁾。そうなると、同志社の問題は、国内の教育上の問題にとどまらず、当時条約改正で政府が心を配っていた外交上の問題にもなる。新島とも親交があった首相大隈重信も、事態を憂慮してボードと社員の間の調停にのり出したが、ありきたりの收拾策では、何の解決にもならなかった。

同志社社員会は11月下旬までボード側の提訴をうけて立ち、既定の方針をつらぬく方針でいた¹⁶⁾。しかし、校友会その他に反対の声はなお強いこと、法廷で同志社がボードと争うことは、たとい正当な論拠があったとしても、不利であることを考え、ボード側が訴訟にふみきる前、つまり12月末に社員総辞職を発表した（『同志社々員会総辞職の顛末』7—9ページ）。

1899年2月に新社員13名による社員会が成立した。彼らの多くは綱領削除反対者であった。社員会は綱領削除部分の復活をきめた。それと同時に、宣教師たちの協力援助を回復するために、前号第3節でのべた宣教師館使用問題にとりくみ、社員会に建物の名義書換の時、すなわち1893年より30年間の自由使用権を宣教師に与えることを決めた¹⁷⁾。さらにマッカイバーおよびボードにそれぞれあてて、彼らが綱領復活のため労苦したこと感謝する書簡を社員会議長松山高吉名で送った。ボードへの書簡の一節はこうしるしている。

「願くは我儕が敬愛するアメリカンボードの吾同志社を旧に依て顧念し我儕の不及を助け主の御名によりて建られたる同志社各学校をして大成せしめ神の

栄光を永く世に顕彰せしめられんことを又友愛深きアメリカンボードに対して
吾同志社は永く修好を厚うし相共に其成功（綱領復活のこと一筆者）を天父と
主基督に感謝せんことを…」¹⁸⁾。

そこには小崎のときに見られた同志社「独立」の気概はみられない。ミッショ
ンは同志社の求めに応じて、7月より社員会にデビス、D.グリーン、G.アル
ブルектをそのメンバーとして送りこみ、経済的援助も再開した。

また3月の臨時社員会は民法施行法第19条による財團法人設立のための寄付
行為証を決め、文部大臣の認可を求めることになった。この寄付行為証はその後
いくつか修正され、同志社は1900年4月に財團法人として認可された。3月
に決められた最初の寄付行為証をみると、前文は同志社は新島と山本覚馬がミ
ッションの寄付を得て創立したこと、キリスト教を徳育の基本とすること、理
事会は寄付者の趣旨を遵奉することを述べる。そして、さきの削除された綱領
は復活し、第5条、第21条にくみ入れられている（『明治卅一年度同志社報告』
2—4ページ）。

ところで同志社側の憂慮は、これによって文部省が徵兵令上の特典の取り消
しを求めてこないか、ということで、これは2月の社員会でも議題となつた。
しかし条約改正の実施を間近にひかえ、綱領削除問題が外交問題にまで波及す
る可能性があることを知った政府は、この特典を取り消さなかつた。これで綱
領問題は一応の決着をむかえたのである。

さて、同志社社員会が綱領削除を公にしたとき、これをめぐって激しい論争
が多くの人たちによっておこなわれた。この論争は大体3種類にわけられる。

第一は、綱領削除に直ちに反対した留岡幸助「同志社社員会の決議を難ず」
（『基督教新聞』1898.3.4）に安部磯雄が「同志社々員会決議に就て」（同上紙，
1898.3.11）で反論し、これに留岡幸助「安部磯雄君に答う」（同上紙，1898.3.
18），柏木義円「安部磯雄君の弁明を読む」（同上紙，1898.3.25），牧野虎次
「同志社々員会の決議を難ず」（同上紙，1898.3.25）が出た。安部はそのうち、
共に尋常中学校教師であった柏木の見解につよい疑惑を持ち、「柏木義円君に
答う」（同上紙，1898.4.8）を出し、これに柏木は「安部磯雄君に与る書」（同上
紙，1898.4.22）で答えた。

第二は、横井が反対論をふまえて「同志社の過去及び将来」(同上紙, 1898. 4. 29) を発表し、これに対して高野重三「横井氏の『同志社の過去及び将来』を読む」(同上紙, 1898. 5. 6), 柏木義円「教育上より同志社問題を論ず」(『新世紀』1898. 5) が反論した。また横井の『極東』(1898. 4)誌上にのせた論文への反論がラーネッド「同志社の過去及び将来」(『基督教新聞』1898. 5. 13)にみられる。

第三は、前述のアメリカン・ボードの宣教師の決議に対して安部磯雄「同志社問題に関する宣教師会の決議に就て」(同上紙, 1898. 8. 12) が反論し、これに丹羽清次郎「安部磯雄君に与う」(同上紙, 1898. 8. 19), M. ゴルトン「安部磯雄君に与う」(同上紙, 1898. 8. 26), S. ギュリキ「安部磯雄君の同志社問題に関する宣教師会議に就き批評せるものを読む」(同上紙, 1898. 9. 23) が反駁した。

これらのすべてを紹介する必要はない。しかし綱領削除にふみ切った同志社のキリスト教主義教育論については、吟味しなければならない。

まず安部の「同志社々員会決議に就て」は綱領削除の立場を見事に表明している。彼はいう。同志社がキリスト教主義教育をするのは自明の事である。これを国家の教育制度のなかで多くの学生・生徒を迎えてするか、それともその制度の外に自由独立の組織として立つかの岐路に同志社は立った。尋常中学校設立で同志社は前者の途にすすんだ。そのために何らかの制約をうけるのは当然であり、同志社が根本的な精神を失わなければそれでよい。第2条末尾を削除することで、同志社はキリスト教主義教育を放棄したのではない。世人はこの「適用す」をキリスト教を教えることと解釈したが、同志社では神学校以外にこれは教えていない。同志社は形式的な伝道よりも精神的感化を目指す。それは日曜日の礼拝、聖書研究会、多数のキリスト教教師や上級の学生で可能である。だから「適用す」を削除しても、その感化に支障はない。また、社員会がきめた綱領を必要に応じてある程度まで修正することはできる。要は精神であり、字句の問題ではない。

たしかに、安部のいうとおり、綱領削除と尋常中学校設立は国家の制度のなかに入る点において同質のものである。この点、両者を無関係とみた柏木の所

論は当らない。しかし、だからといって、安部のように綱領削除は是認されるだろうか。むしろ、尋常中学校設立でかかえた問題は、そのまま綱領削除の処置に適用されるのである。安部は天皇制国家の教育制度のなかに入りてもキリスト教精神を失わなければよいという。たしかに、そういうことはあり得よう。しかし、その場合のキリスト教精神は、神またキリストを信じ、その愛に応答しようとする強烈な自立的精神でなければならない。それが尋常中学校設立、そして綱領削除の処置のなかにあつただろうか。この精神をもつならば、文部省が宗教と教育を分離する政策に立ってほどこした綱領解釈に自己を安易にゆだねず、自己の解釈の正当性を堂々と論証できるはずである。高野重三や柏木はこれさえできない同志社のいき方を批判したのである。

安部はまた字句の修正やキリスト教を教科として教えることは形式的なことで、大切なのはキリスト教の精神的感化であるという。しかし、形式と精神はそれほど容易に分けられるものではない。この点で柏木が、契約を突然破棄して、それは形式的なことであり、精神は別にあるといつても、誰がその精神を信じるだろうか、と反論した。これは当然な批判であろう。安部のいうキリスト教主義教育は、キリスト教の精神的感化を及ぼすことであった。それは広い意味でキリスト教の伝道ということになる。ところが尋常中学校設立のとき、浮田の名前で京都府庁に提出した書簡には、伝道のためにこれを設立するのではないとした。府庁あてのことばとキリスト教関係者へのことばを巧みに使いわけるような学校当局者を誰が信じるだろうか。そして人びとから信じられないものがどうして精神的感化を及ぼすことができるだろうか。

安部はまたキリスト教の集会やキリスト教教師や学生がいるから、キリスト教の精神的感化ができるという。これに対して、柏木はキリスト教的感化はキリスト教主義教育の結果にすぎず、これと同一視してはならない、という。そして横井に反駁した『新世紀』の論文で、キリスト教主義教育とは何かを展開した。横井は文部省がキリスト教主義教育を狭義に解し、キリスト教の教科を教えることとみたのに対して、これを広義に解するという。それは安部と同様キリスト教の感化を及ぼすことで、神学校や教会が同志社にあるから、他の学校がキリスト教を教えなくても可能である、つまり同志社は宗教と教育の範囲

を区別している、といった。これに対して、柏木は宗教と教育は分離されない。宗教のない教育はその理想を実現することができない、と反論した。彼によれば、教育というのは人間の諸能力の発達を促すものであるが、その究極の課題は人間としての価値、彼の語を用いれば「その生涯を一貫する人としての主義、本領」を実現するところにあり、宗教なしには、この事は不可能である。同志社はこの宗教をキリスト教に求め、これを人間教育の基本にすえている、といふのである。横井が神学校や教会で宗教教育、尋常中学校や高等学部で一般の教育をするというのに対して、柏木は後者の学校でもキリスト教による人間教育をあらゆる教育活動のなかで行なうべきであり、したがって綱領の第2条末尾を削除することに反対するというのである。

横井のキリスト教主義教育が便宜的で安易なのに対して、柏木のそれはたしかに事柄の本質をついている。そして彼の見解は新島の主張を継承するものであった。同志社教育は、単なる知識や技術の学習や伝達ではなく、キリスト教によって「独自一己の見識を備え、仰いで天に愧ず、俯して地に愧ず、自から自個の手腕を労して、自個の運命を作為するが如き人物を教養する」（「同志社大学設立の旨意」1888. 11のことば）ところにその独自性があるというのが、新島の確信であった。柏木のさきの敍述の趣旨はこれと一致する。こういう見解からすれば、たとえば、倫理科目で聖書をテキストとして使用するかどうかという事は、キリスト教主義教育の本質にかかわらない、きわめて相対的な教育方法の問題であった。その意味で彼は尋常中学校設立のとき、聖書をテキストに用いることに固執したデビスに反対した。この問題をついてきた安部に対して、彼はあのときにキリスト教主義教育の方針を各学校において堅持するという教員会議（前節参照）を引きあいにして反論していった。しかし、キリスト教主義教育を唱えた同志社が、尋常中学校設立という学校行政上の行為において、これを空洞化したことも事実である。そこに内在した問題を柏木にあてはめて考えると、彼の見解は、キリスト教主義教育の理想をあきらかにしても、それを学校という組織において、また学校行政として、どのように具体化していくかという組織論あるいは運動論を備えていない。同志社も創立以来20年余を経て学校組織としての形態をととのえ、国家の教育制度の整備と統制の確立

という状況に対してキリスト教主義教育を、たとい相対的であっても、組織や制度として保障し、育成していく必要があった。そこでは新島の時代とはちがった方法を考えられねばならなかった。これが新島の次の世代に属するもの課題であった。この状況のなかでも柏木は新島の教育理念を反復したにすぎなかった。それでは新島の残した同志社を、それにふさわしく育てていくことにならなかったのである。

VI

1890年代において、同志社をふくめたキリスト教主義学校がむかえた最もきびしい問題は、99年8月3日に発された文部省訓令第12号への対応であった。そこで本節では、この訓令の意図するものとそれへのキリスト教主義学校の全般的な対応をのべよう¹⁹⁾。

94年の条約改正が99年7月より実施され、外国人の内地雑居も実現することになった。天皇制国家権力はその及ぼす社会的影響を憂慮したが、その一つは宗教、教育問題であった。外国人宣教師が各地に居住し、信教の自由を保証されているので、キリスト教の伝道や教育に活発にのり出していくと、彼らが目ざす天皇制教育を阻害するのではないかという問題であった。そこで制定されたのが、私立学校令であった。この案は99年4月の高等教育会議に諮問され、ついで学制研究会で審議された。争点となったものに、私立学校設立者が5年以上居住し、国語に通達している条項、および法令の規定する学校や政府の特権を得た学校で宗教上の教育や儀式を禁止する条項があった。これらは宣教師の活動の自由を制限し、キリスト教主義教育の自由を抹殺するものであったからである。宣教師たちは反対の論議を展開し、英・米公使なども、これを条約改正にかかわる外国人の権利問題として政府と交渉した。学制研究会も私立学校令に不完全な点があるとして、その発布の延期を建議した。そこで政府は、さきの争点については、私立学校教員はそれにふさわしい学力と国語の通達を証明しなければならないとし(第5条)、校長や設立者には前述のような条件を設けなかった。そのかわりに校長、教員が不適任と認められたときには、官庁が彼らの認可を取り消し得る(第7条)という、弾力的で、操作しやすい規定を

設けた。さらに宗教に関する条項を削除したが、その代りに私立学校令制定と同日に次の文部省訓令第12号を発した。

「一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最必要とす依て官立公立学校及学科課程に関し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行うことを許さざるべし」

政府としては、条約改正実施に関連する事を調査していた法典調査会が、この条項を勅令になる私立学校令に入れるのは穩当ではないと答申し、枢密院、内閣で論議した結果、上述の処置をしたのである²⁰⁾。

私立学校令およびこの訓令に関する世論は種々であったが、キリスト教界の雑誌、新聞はこぞって反対した。

私立学校令について、たとえば『護教』は「政府の新令と基督教徒の事業と」(1899.8.12)で、第5条の国語の通達の程度が曖昧で、第7条の文意が不正確だという。そして公立学校に代用する私立学校を除き、義務教育年令の児童が私立学校に入学できないとする第8条には、設備が貧弱であるのみならず、教員数とともに圧倒的に不足する今日の公立小学校では私立小学校の児童の受け入れは無理だと現状を訴えた。また『天地人』は「文部省当局者と排外的精神性」(1899.9.2)で、この法令は、かなり修正されたが、なお「政府の精神的圧制の画一政策」とし、「発布せる新令の各個条中曰く認可、曰く認むる、曰く認むべき等の文字、何ぞ散見するもの多々なるや、是れ他なし、私立学校の廢立の全権は、挙げて当該地方官吏の掌中に委せしむにものにして、其手加減如何に因りて、私立学校は非常の拘束を蒙るのみならず、死活の運命も之に依りて立ちに決せらるゝに至るべし」と手書きらしい。さらに『六合雑誌』は「私立学校令と貧民教育」(1899.11)で、宗教家、慈善家の恩恵でやっと教育をうけている貧民層の児童のための教育機関が、この法令で閉鎖された例をあげ、彼らは到底せい沢な小学校にもいけない実情をのべ、「私立学校令は貧民教育をも沮害せり、嗚呼何たる惨事ぞや」と嘆いた。

文部省訓令第12号になると、その論調はきびしくなる。特色あるものをあげると、『女学雑誌』は「教育宗教分離の訓令」(1899.8.25)で、「一般の教育」がすべての教育を意味するならば、宗教教育はあり得ないというのか、また教

育より宗教を分離しなければ、国家の教育管理ができないというのか、またこういう事ができると思っているのか、と批判する。そして一般の教育に宗教が不可欠であることは、ヘルバートを学んだものならわかっているのに、教育と宗教の分離が文明国最新説であるかのようにいうのはおかしい。これによって私学に特権を奪いつつ、その質の向上を促しても無理だ、と教育の場から批判した。『六合雑誌』は「文部省訓令と宗教学校」（1899.9）で、国民教育という視点から訓令の弊害をとく。「信教の自由は憲法の承認する所、且つ民間の宗教学校が自由なる宗教的教育を行うは国民の精神的教育に貢献する所誠に多し、……官立学校の如き儀式的教育よりは、各自の特色ある民間私立学校の教育は却って人物養成に効あり、殊に精神的教育を以て任する各宗教学校に於てをや、されば之を保護して充分に其功を挙げしむるこそ、当局者の責なれ、人民の思想の自由にまで干渉し、殊に精神的教育を妨阻し、悉く機械的教育の弊害に陥らしめんとするは尤も謂われなしと評せざるを得ず」。

以上述べたような雑誌、新聞の批判は政府のキリスト教主義私学政策の問題性についていることはたしかである。そしてこのように批判していくことは、國家の文教政策を国民のものにするためにも必要である。しかし、現実に国家の教育制度の中に存在し、その政策の影響を直接うけるキリスト教主義の私学が、この状況をどうのりきるかということは、評論家的な問題ではなく、学校行政上の困惑にみちた負い目であった。そこでここに焦点をおいて、訓令に対するキリスト教主義学校の対応をみよう。

99年8月16日に青山学院、麻布の東洋英和学校、同志社、立教学校、明治学院、名古屋英和学校の代表者や関係宣教師たちが集まり、訓令について協議した。そして次のような開書を関係者に送ることにした。この訓令は子弟に宗教教育をうけさせようとする父兄の自由を拘束し、憲法の信教の自由に違反する。またキリスト教主義私学における政府の特権を奪う。キリスト教主義学校が学校の生命よりキリスト教を排除することは、神への不忠、教会への不実である。そこで確固不拔の態度で、政府の特権を獲得また維持するために、キリスト教主義を譲歩してはならない、というのである（「文部省訓令に関する開書」『護教』1899.8.25）。彼らはこの運動のために委員12名をあげた（「井深日記」

1899. 8. 16)。

しかし訓令は直ちに発効するため、各学校はすぐ何らかの処置をしなければならなかつた。この事では6学校の会合で合意は成立しなかつた、と思われる。まず訓令はキリスト教主義教育と両立しないと判断し、廃校にするものがでた。麴町の私立桜井小学校は9月9日に設立者矢島楫の名前で府知事に廃校届を提出した。その一節に「…本校設立者矢島楫基督信徒なるを以て規定の教授時間外に宗教の礼式等常に執行仕候事に有之就ては今般文部大臣の私立学校訓令に違反するの慮り在之候に付謹んで本日より廃校仕候…」(『明治学院百年史資料集』2, 99ページ)。結果論からいえば、この処置は拙速に見えるが、この文章には訓令に対する無言の抗議がこめられている。このほかいくつかの学校が廃校になるか、キリスト教に無関係な人に譲渡された。私立学校令第8条による私立小学校への圧迫もその有力な原因と思われる。

桜井小学校と同じ判断に立つが、政府の認可した中学校を直ちに廃して、これと同等の内容をもつ普通学部を設立してキリスト教主義教育を継続しようとした学校がある。明治学院である。この学院は8月17日の臨時理事員会で、この事をきめ、30日に普通学部設置願を府知事に提出し、10月12日にその認可を得た(同上誌, 77ページ)。『福音新報』(1899. 9. 5) はむしろ、後述の立教中学校の方法をすすめている。この事は関係者に十分な合意がなかつたことを示唆する。

青山学院は少しづがった処置をした。8月30—31日の商議員会は、学年途中であるから、学生の便宜を考えて、来年3月まで中学科を現状のまま継続することにした(「勅令、訓令及小中学校」『護教』1899. 9. 9)。しかし、それでは訓令にしたがって宗教儀式や教育を行なわないことになるので、米国のメソジスト教会伝道局の監督クランストンの反対に会い、この方針は撤回を余儀なくされた(「文部省訓令と基督教諸学校の善後策」『福音新報』1899. 9. 27)。しかし、それだけではなく、明治学院とともにこの訓令実施を来年4月まで公式に延期するように、関係当局に働きかけた。10月上旬に、文部省より、訓令実施を公然と猶予できないけれども、今学期中はこの訓令を厳密に適用しないという返答を得た(同上紙, 1899. 9. 27, R. S. Miller 書簡, Oct. 4, 1899)。早くも運動

の成果が少しあらわってきたのである。青山学院尋常中学部は結局、明治学院と同様に、1900年3月廃止し、それと同程度の中等科を設立した²¹⁾。

東洋英和学校中学部、いわゆる麻布中学校は中学校令にもとづく中学校として存続することにし、訓令にしたがうことになった。この学校はカナダ・メソジストの東洋英和学校に付属する学校であったから、ミッションより1900年3月で廃校するように促されたが、校長江原素六はこれを拒否し、ミッションより独立した学校とし、設立者の名儀を変更し、他に土地建物を得て移転した²²⁾。その結果、江原や清水由松ら熱心なキリスト教信徒がいる限り、キリスト教の影響はおよんだが、その後は次第に変貌していった。

聖公会系の立教学校では監督 J. マキムが8月18日に理事員を招き、協議した。その結果、中学校、英語学校、専修学校、寄宿舎の4部に再編し、中学校は、中学校令に準拠し、それゆえに訓令にもしたがう学校とするが、それ以外は政府の法令と無関係な施設であるから、そこで宗教上の教育および儀式をおこなうことになった。これによって立教は、伝道のためにのみ資金を提供するというミッションの示達にかない、また政府の法令に準拠しているために種々の特権をもつことになり、「自由に理想的教育を施すことを得るに至れるは祝賀に堪えざる所なり」と誇らかに語っている（「米国聖公会伝道会社の示達」『教界評論』1899. 9. 10）。しかし中学校生徒は、実際的には放課後寄宿舎その他で宗教教育をうけることになり、それでは訓令の趣旨に違反することになる。このあたりでマキムは文部省と交渉し、生徒が放課後個人的に宗教教育をうけられるならば、満足はしないが、少し安心するといって、訓令のなしくずし解釈を文部省に促していく。立教中学校が存続したことからみて、文部省はそれをみとめたと思われる。マキムのこのような処置が文部省に宣教師たちは日本人ほど訓令に反対でないという印象を与えた。W. イムブリーはこれに不満であったようであるが、マキムは、聖書を正規のカリキュラムの中で教え、キリスト教を文部省の規定した時間内に教えなくとも、宗教教育はできるのではないか、と弁明している (J. McKim 書簡 Nov. 8, 1899)。ここにもまた、立教の柔軟な対応による訓令のなしくずし運動をみることができる。

同志社のことは、次節であらためて論じるが、結局1900年3月に中学校を廃

して、普通学校を設立した。

これらの諸学校の対応において、宣教師たちの活動が活発であったことに注目されねばならない。明治学院のイムブリー、H. ランデス、青山学院のD. スペンセル、J. マコレー、立教学校のマキム、同志社のグリーン、デビス、アルブレクトらは相互に連絡をとり、必要に応じて会合し、運動のために委員会をえらんだ。また彼らは特にアメリカ公使バックに働きかけ、彼の協力を得て、政府にせまつていった。文部省も彼らの強硬な態度には困惑したようで、スペンセルは文部省が9月の時点で訓令第12号の改訂を深刻に考えているという情報をつたえている (D. Spencer 書簡 Sept. 19, 1899)。

東北学院を加えた7校代表者と関係宣教師たちのその後の活動をたどろう²³⁾。彼らは10月2日に文部大臣に陳情を行った。このときに提出された陳情書は彼らの要望と見解を簡潔に反映しているので、その大要を述べよう。彼らは官公立学校における訓令第12号の当否を問うているのではなく、この訓令の範囲から認可された私立学校を除外してほしい、という。そしてその理由を6つあげる。(1)この訓令はキリスト教主義教育を唱える学校の確信に屈伏を強いるか、あるいはその学生、生徒より特権を奪うか、いずれかをひきおこす。(2)訓令は学政上、つまり教育行政上宗教と教育の分離を唱えるが、キリスト教主義学校は教育行政上不正や混乱をこれまでおこしたことがない。(3)訓令は一般論をのべているが、実際に圧迫をうけるのはキリスト教主義学校だけである。(4)訓令の内容は私立学校令より削除されたもので、この事はそれがあまり重要でないことを意味する。(5)キリスト教主義学校は英米信徒の寄付でささえられてきた。その学校への圧迫や廃止は国際上好ましくない。(6)この要望や見解は憲法の保障した信教の自由に基づいている。

彼らの陳情に対する樺山の話は、井深のいうとおり、「ポイントに当らざるもの多し」であった（「井深日記」1899. 10. 2）。彼らの数名は文部次官奥田義人に会い、同じことをのべた。奥田は原則がきまった以上、彼らの要望は受け入れられないと拒否した。しかし、かなり論議をふかめていくと、彼はスキをみせたり、譲歩の兆をみせた。たとえば、彼は課程外でも宗教教育を禁止するということが従来にない新しい処置であることを否定することができなかつた。

これは慣例を重んじる官僚主義的立場からすれば、この処置をとることは困難になったことを暗示する。事実立教はここに打開策を見出したことは、前述のとおりである。また彼はこの訓令の決定の背後には、政府に「より深い理由」があり、外国人がいるのでこれはいえない、といってしまった。これは本節のはじめに述べた内地雑居にともなう天皇制国家の憂慮であろう。その打開のためには、外交的手段が有効であることを示唆するもので、宣教師たちはこれを利用した。最後に井深が、この要望を受け入れないならば、キリスト教主義学校は、中学校という名称とその法的地位を放棄するが、中学校と同程度の学校であれば、中学校と同等の特権、特に上級学校入学資格の特権をうけられないか、と提案したとき、奥田は考えておくといって、打開の余地をのこした。奥田にくらべると、文部省参事官岡田良平は強硬であった。彼は国家の国民教育権をたてにし、彼らの要望を斥けたのみならず、さきの井深の提案にも消極的であった。しかし、彼らはその後も政府関係者に働きかけた。特に樺山とは2度にわたり会談し、さきの井深の提案が受け入れられるのではないかという感触を得た。

それにしても、キリスト教主義学校が自己の教育方針をつらぬくために、政府の特権を持たない学校になった場合、学生、生徒数が減少し、それだけ学校経営その他のことで困難な状態に陥ることは、目に見えていた。けれども彼らがあえてそれにふみ切ることが出来たのは、彼らのキリスト教主義教育への確信もあったが、同時にそれをささえる精神的、物質的基盤があった。ミッションの援助がそれである。11月9日にニューヨークで日本のキリスト教事業について、バプテスト、コングリケーションナル、エピスコパル、メソジスト、プレスピテリアン、リフォームドの諸教派の外国伝道局の会議がひらかれた²⁴⁾。彼らの決議によれば、彼らは8月16日の6学校代表者と関係宣教師らの決議に同意を表明した。そしてキリスト教主義教育をおこなわない学校にはミッションの資金が提供されない以上、日本のミッションが如何なる妥協をも排し、また世俗上の利益や国家の特権を犠牲にしてでも、彼らの教育を堅持するように呼びかけた。

たしかに、この決議は日本の学校関係者への激励であった。しかし、また同時に、ミッションの援助なしには維持できない学校の経営者は、この決議によ

って、キリスト教主義教育をつらぬかなければ、その援助さえ断たれ、廃校にさえなるという状態においこまれたことになる。逆にいえば、このようなミッションの援助が約束されていたから、彼らは強気でキリスト教主義教育を唱えることができたのである。訓令第12号は、その意味では、ミッションに対するキリスト教主義学校の依存意識を強化することになった、と思われる。一般に、日本のキリスト教は教会の自給独立を強調し、そのためにはかなり無理をして実行した教派もあった。しかしそういう教派でも関係する学校はちがっていた、と思われる。その結果、日本の教会そのものにおいても、ミッションへの依存意識は容易にのりこえられなかつたのではなかろうか。

明治学院、青山学院、同志社はそれぞれ中学校令によらない普通学部、中等科、普通学校を設立したが、これらが中学校と同じ特権を得るのには年月を必要とした。徴兵令第13条による特典は、さきの訓令とあまり関係がないというので、1900年4月より同志社、明治学院、そして青山学院に与えられた。しかし上級学校入学問題は容易でなかつた。1902年4月に高等学校大学予科入学試験規程がきめられたが、それによると、中学校卒業者でないものは、予備試験に合格したうえで、中学校卒業生と選抜試験を受けなければならなかつた。それでは、キリスト教主義私学卒業者に上級学校入学への道は開かれたといつても、そこに学ばないものと条件は同じであり、中学校と同等の特権にほど遠かつた。彼らが中学校と一応同等になったのは、1906年の高等学校大学予科入学者選抜試験規程の改正によってである²⁵⁾。

VII

1899年の文部省訓令第12号に対する同志社の対応の問題に移ろう。

訓令が8月3日に出ると、社長西原清東は間もなく文部次官奥田と会った。ランデスの書簡(Aug. 13, 1899)によると、奥田は、同志社が宗教上の教育や儀式をしないことを明確にするように促した。しかし西原は同志社の過去のいきさつをのべ、それは出来ない、といった。そこで奥田は、寄付行為証に、キリスト教主義教育をかけた第4、第5条のあとに、本行為は法令の範囲内で(in accordance with the Horei)おこなうという第6条を挿入してはどうか、

そうすれば少くとも徵兵令上の特典は付与されるといった、という。西原は奥田の示唆を重要視したと思われる。彼は訓令を私立学校に適用させまいとする6学校の陳情活動に合流する一方、同志社としての処置をこの示唆にもとづいてすすめようとした。8月18日付で、彼は29日より理事会を開く通知を出した。その文面によると、「寄付行為証第4、第5条の規定は文部省訓令に抵触の嫌あり其件にては認可難致旨當局官より開示せられ至急を要す事に付」つぎの議案について審議を願いたい、という。そして議案として、文部大臣にあてた社長名の副申書がある。それは「豫て御省規定に基き設置致候同志社中学校は本社寄付行為証の精神に従い候儀は勿論と雖も本年御省第12号訓令の御趣旨に抵触せざる様可仕候間設立者は会議の決定を以て此段上申致候也」²⁶⁾（傍点一筆者）。7月の理事会で修正された寄付行為証の第1—第7条は同志社の基本的規定であるから「不易の原則として決して動かす可らず」（第24条）とすれば、新しいことばを挿入せよという奥田の示唆は受け入れられないが、副申書という方法でその趣旨を反映することが出来る、と西原は考えたにちがいない。

8月29—30日の臨時理事会は同志社の対応を知る上で極めて重要であり、その内容はこれまで知られていないので、その資料を詳細に紹介し、その分析を加えていこう。まず29日の「臨時理事会決議」記録によると、「社長説明の要旨」のなかに、つぎの文章がある。

「本社寄付行為証第四、五条の規定は本年文部省第十二号訓令に抵触するの嫌あり其件にては（寄付行為証は一筆者）認可難致旨當局者より開示せられたり而て本社中学校は前回理事会（7月20日の理事会で制度上の改革案が出た一筆者）に於て本年3月迄は現在の状態を以て維持することを決議せられたることにして且つ其存廃を決するは現今本邦教育制度の上に鑑み苟も主義本領を侵害せられざる限りは慎重に之を考慮せざる可らず余が文部當局者に交渉して該訓令に関する内意を探りたる処によれば表面上形式に関し多少訓令によりて拘束せらるる所ありと雖も本社の教育主義を実行し宗教的感化を普及せしむることは自ら其途あり実際に於ては少しの不便を忍ばば余り困難を感じざる見込なれば強て中学校を廃止するの必要を見ざるなり依て本案の如き精神を以て一の副申書を提出し寄付行為証の認可を受くるは将来本社教育事業の発達を図るに

於て頗る得策なりと信ずる云々」。

決議記録はさらに、「一 文部省に提出する開申書の件」の項をあげ、さきの副申書の修正原案として、同志社通則は寄付行為証による財団法人認可がされれば廃止すること、そして「本社中学校に於て寄付行為証を適用するに当り本年御省第十二号訓令に抵触せざる様可致候間此段及開申候也」があり、そして「(決議)大体原案の精神を以て文部省に交渉し寄付行為証の認可を申請し不得止場合には原案の程度に於て開申書を提出することを当局者に一任する事」とある。そして項目をあらため、「一 前項決議の精神を以て文部省との交渉不調に終らば断然中学校を廃止する事但し其時機は当局者に一任する事 (決議) 可決」とある²⁷⁾。

理事会の協議の経過について、これに参加したグリーンの報告が、イムブリーにあてた書簡 (Aug. 31, 1899) にあるので、その部分を翻訳しよう。

「2日間の熱心な協議の後、同志社理事会は、9対3の票決で、寄付行為証の諸条件に従うように義務づけられているが、また訓令にも抵触しないように調整したいという文書を文部省に提出することにした。われわれには、これはことばの矛盾と思われた。そこでわれわれはこの文書について討議し、反対の投票をした。

しかし、彼らの側においては、このような矛盾があることを否定する。彼らがいのうには、訓令は宗教教育をおこなう機会を制限するが、キリスト教的德育を中学校においてさえもおこなうことをさまたげない。したがって彼らはこの原則のうえに厳密な解釈を下しつつ、訓令の禁止範囲を宗教上の教育と儀式に限定する権限を持つ。聖書は規定された倫理科目の授業になお用い得るし、それはたしかに文学としても教え得る、というのである。

さらに、彼らは、広義における同志社 (つまり各学校ではなく一筆者) において、これと関係する諸宗教機関 (教会、神学校など一筆者) と同様に、説教活動を強化し、これによって徹底的にキリスト教的雰囲気を、彼らが希望するように、つくっていくことを強調した。

われわれは、彼らが大変不幸な誤謬を犯していると思う。しかしながら、われわれは彼らの表明した精神に満足した。そしてキリスト教主義の原則をまげて

いないとする彼らの確信があることを信じている。彼らは、のちに、文部省が彼らの文書に満足しないで決議の精神より離れることを要求した場合には、学年度末に中学校を閉鎖する処置をとることを票決した。

彼らは、生徒への公平な扱いからみて来年3月まで（訓令実施を延期する一筆者）ことを要求することを確信している。認可された組織においては、契約団体が政府の法令に拘束される義務がないという原則を、彼らは明白にみとめない。」

訓令に対する同志社の対応の姿勢は以上の資料によってあきらかであろう。その実態はつぎのとおりである。訓令を素直にとると、同志社中学校のように、中学校令の認可をうけた私立学校では、いかなる時でも宗教上の教育や儀式を行なってはならない、と解される。その場合の宗教教育の意味内容が問題となる。さきの綱領削除問題よりみれば、文部省当局は、これを倫理科目でキリスト教を教えることと解し、綱領を復活した同志社はこれをしているから、訓令に抵触する、と判断した。同志社の西原や日本人理事たちは、宗教教育で文部省が解釈したものは「表面上形式に関」するものとみた。そして同志社のキリスト教主義教育はもっと基本的なもので、その「宗教的感化」は、訓令にしたがって形式的なことをしなくとも、同志社全体でキリスト教活動を活潑にすれば、可能である。つまり、寄付行為証がかかげたキリスト教主義教育を行なうこととはできる、と考えた。

これに対して、宣教師たちはキリスト教主義教育がキリスト教を科目としても教え、礼拝をおこなうことによって可能になると確信していた。宗教教育に関する彼らの見解は文部省と同じであった。だから訓令と寄付行為証は全く矛盾することになる。そこで彼らは西原の提案に反対した。その中で聖書の使用

問題もでたとき、西原らは、尋常中学校設立のときこの事で具体化したミッションとの決裂が回復された現在、聖書を使えないとはいはず、そこで「文学」として用い得るという便宜的な答えをしていった。

このようにみると、西原や日本人理事のキリスト教主義教育に関する見解は、綱領削除を決め、これを弁明していった横井や当時の理事と同じである、といえよう。綱領を復活し、理事も交替したが、あのときに問われたキリスト

教主義教育に関する安易で、便宜的な理解とその方法はかわっていない。綱領削除のときにこの事をきびしく批判した柏木義円は99年2月に理事になっていた。彼が理事会でどういう発言をしたかはわからない。ただ票決では、反対票3は宣教師のものである以上、9票の賛成側に立ったことは明らかである。尋常中学校設立のときにとっていた彼のいき方がここでくりかえされている。彼はたしかに訓令の不当を批判し、キリスト教主義学校の反対運動を評価した（「文部訓令と基督教学校」『上毛教界月報』1899.9.15）。しかし良識ある理事として、同志社の対応の問題性を見抜き、批判することはできなかった。

同志社が寄付行為に従いつつ、訓令に抵触しないように中学校をつづけていくとする処理の方法は、前節に述べた立教学校に似ている。しかし立教の場合はこの方針をつらぬいていた。それが出来たのは、宣教師と日本人理事員の間にこの方針で合意があり、また文部省と交渉して訓令のなしくずし解釈を促がし、立教中学校の存続を認めさせたからであろう。同志社の場合は、決議をしたとはいえ、宣教師と日本人理事の見解は対立しており、しかも同志社はミッションと和解し、「永く修好を厚うし」といくことを誓ったばかりである。また尋常中学校設立から綱領削除問題で文部省の強硬な態度におとなしくしたがってきた姿勢は、同志社のなかに継承されていたのではなかろうか。社長西原清東は高知県選出の憲政会代議士で、当時の憲政会は第2次山県内閣とは「肝胆相照」す提携の関係にあったこと、靈南坂教会員であったが、同志社の出身者でなかったことなどもあって、彼の社長としての交渉は消極的にならざるを得なかったのかも知れない。

それはとにかくとして、同志社は立教のように一つの方針をつらぬくことができず、文部省との交渉が不調におわれば、断然中学校を廃止することを第二の決議とした。この決議は3人の宣教師の主張とその背後にあるアメリカン・ボードの意向を尊重した結果うまれた。同志社は訓令問題で再びミッションと対立して行動する気持はなかった。

こうして生まれた臨時社員会の二つの決議は、文部省にもミッションにもさからわず、その意向を取り入れ、しかも從来よりのキリスト教主義教育に関する見解を継承して判断するという見事なものであった。この背後に同志社リベ

ラリズムの伝統をうかがうことはできないだろうか。95年10月にボードより派遣された委員に対して、稳健で進歩的な福音主義者小崎社長は、同志社にはいろいろな神学的立場に立つ教師がいるので、ボードが要求するようなキリスト教を同志社の拠り所にするならば、これに反対な立場を排除することになる、と反対した（第3節参照）。98年の綱領削除をめぐる論争で、キリスト教的人道主義をとなえ、ユニテリアン的立場に立つ安部磯雄も同じ意味のことをいった。第5節でのべなかったが、98年7月の宣教師年会の決議に対して、安部は、宣教師が意図しているのは綱領復活ではなく、神学的に保守主義的立場を同志社に復活させようとしており、そこでは学問の自由、教育の自由はない、と主張した（「同志社問題に関する宣教師会の決議に就て」『基督教新聞』1898.8.12）。小崎と安部は神学的立場は相違するが、その相違の如何にかかわらず、学校教育という点では一致した見解を持っている。だからこれを同志社リベラリズムというのである。これを教会観にあてはめれば、各個の教会の主権の下における自由自治と相互の契約による連帯と協同をとなえるコングリゲーションリズムの見解に通じる。第3節にのべたように、この見解は一定の妥当性をもつが、自由の尊重という名において、現状を容認し、そのなかに低迷し、新しい創造にむかって自己を変革していく可能性を閉ざす危険性をもつ。このような危険性が綱領削除のとき、そして訓令への対応のときにあらわれた。両者に共通なものは、強力な権力や経済力をもつ相手に対しては、その主張を現実として容認し、これにさからうよりも、たくみに自己を順応させて、自己の存続をはかろうという態度である。そこでは「否定」とか「批判」の論理ではなく、「妥協」とか「調停」の論理が働く。同志社が90年代において苦境に立ち、低迷していたこと、したがって組織の保存のためには、これによるしかなかつたことも、わからないわけではない。たしかに明治学院、立教、青山学院も同志社と同様に苦境にあった。同志社の場合は、国家権力とミッションのはざまに立っていたのであり、そこに他の学校とはちがった困難な問題があった。しかしそれだけに、同志社がこれをどのように突破していくか、つまり創造的世界をきりひらくために、自己をどのように変革していくかは、同志社だけが取り組むことの出来た独自の課題であった。前節でのべたように、他の学校は、

それなりに状況をきりひらいていった。同志社はそれができず、結局他の学校の人たちがきりひらいていった成果にあざかることになってしまった。その思想的原因は、やはり同志社リベラリズムにあったと思われるのである。

8月末の臨時理事会のあの経過をのべよう。西原はさきの開申書をもって文部省と交渉したが、結局不調におわった。グリーンの書簡(Sept. 20, 1899)によると、文部省は訓令を開申書のように解していないこと、同志社が新しい財団法人として認可されていない段階で理事会がこういう文書を出すのは不適当であることを指摘した、という。9月25日に西原は理事たちに、中学校を本学年度の終りに廃校することに決めたことを報告した²⁸⁾。

翌年2月7日に、西原は理事たちより委任状を得て、同志社普通学校の設立認可申請書を提出し、同月15日にその認可を得た。この文書にある「目的」とみると、「本社は教育 勅語を奉戴し同志社寄付行為第一条及第四条に拠り智徳並行の主義に基き専ら英語教科書を用て高等普通の学科を教授し精神的教育の特色を發揮し齊家処世の才能品格を培養し以て国家有用の青年を養成するを目的とする」とある²⁹⁾。ここで「高等普通の学科」というのは中学校と同等の普通学校であることを指す。キリスト教主義教育は寄付行為証第4条によることで明らかにされている。教育勅語を奉じることは、尋常中学校設立以来唱えられてきたことである。要するに普通学校は中学校の実質的な継続として天皇制国家の国民教育制度の末端を荷うことを自ら表明した。

同志社当局は普通学校設立にともない、父兄あてに、中学校長広津友信の名で、普通学校設立の経過や中学校よりの編入方法を説明し、さらにこの学校のうえにある高等学部が充実すれば、8年間の教育で一かどの人間を世に出すことを示唆した³⁰⁾。そのためか、中学校在校生数は1900年には減少したが、その後は次第に増加した(資料(二)参照)。中学校なみの特権の一つである徵兵令第13条による特典は1900年4月に認められた。3月29日の理事会は、普通学校設立の件を校友会に報告すること、各教員に対してキリスト教主義教育の重要性を訴えることを決めた³¹⁾。学内にむかっては、キリスト教主義教育を明白かつ大胆にとなえ、府庁・文部省には公立中学校なみであると殊更に強調することも、さきにみた同志社のいき方の再現であろう。

おわりに

本文において論じるべき問題点は、その度毎にとりあげておいたので、それをくりかえす必要はない。ただはじめにのべたことと関連して、一、二のことを見抜しよう。

1890年代の同志社は苦難にみちた歩みをたどった。その原因をさぐっていくと、永井道雄氏が慶應や早稲田で指摘されたこと、つまり権力による圧迫と私学の資金難ということ（『日本の大学』42ページ）が、同志社の場合にもあてはまるだろう。しかしながら、それだけで十分であろうか。氏の指摘された問題の解明のためには、私学らしい私学とされた「自由主義派」の学校が、なぜ状況に「適応」する傾向をたどることになったかという学校の主体的要因がなお残っている。

同志社においてこの問題を考えるとき、学校当局者のキリスト教的判断の問題性が問われる。尋常中学校設立、綱領削除の決議、1899年の文部省訓令第12号への対応にみられたように、学校当局者は、キリスト教主義教育をタナ上げにするか、あるいは状況に順応するためにこれを安易に解釈してしまった。そういう姿勢がキリスト教的といえるかどうか、という問題である。その学校がキリスト教主義学校であるかどうかということのメルクマールの一つは、その学校が状況に対してどのようなキリスト教的信念と決断をもってどのように対応しているかを見るときに、明らかになるだろう。政府のキリスト教主義の私学に対する圧迫と差別政策、経営難、そしてミッションとの緊張また決裂という困難な状況にあって、同志社は自立的思考力や判断力を喪失し、順応、妥協、調停をくりかえしつつ、状況に対応していった。その歩みはキリスト教的であったといえるだろうか。

このような歩みをさえたものが同志社リベラリズムであったことも、本文で指摘した。学校が研究と教育にたずさわるとき、学問研究の自由と自治が確保されなければならないことはいうまでもない。しかしそのためには強力な自立的精神とそれを具体化するための法律上、経済上の諸条件がなければならない。同志社リベラリズムからはそういったものを生み出し、獲得すること

が困難であった、といえないだろうか。ここに同志社の歴史と伝統をさらに批判検討し、そこから新たな学風をキリスト教とのかかわりにおいてつくり出す必要があるだろう。筆者はこの作業をさらにつづけたく思っている。

注

- 6) 柏木義円「安部磯雄君に与う書」(『基督教新聞』1898. 4. 22)。筆者は1976年夏小崎道雄家を訪問し、静未亡人と小崎家が小崎弘道の社長時代の文書約20通、故道雄氏の諸文書約1000通を同志社へ寄贈しようといわれた御好意をありがたく拝受した。前者は同志社史史料編集所に、後者は同志社大学神学部研究室に所蔵されている。この引用は前者のなかより発見した文書にもよっている。
- 7) 注 6) の小崎弘道文書より引用。
- 8) 安部磯雄「柏木義円君に答う」(『基督教新聞』1898. 4. 8)。
- 9) 注 6) の小崎弘道文書より引用。
- 10) 同上 注 8) の安部磯雄の引用は、注 6) の柏木の論文が指摘するように、第3項が欠けている。
- 11) 「七十年の回顧」(『小崎全集』第3巻、1938、75—76ページ)。
- 12) 注 6) の小崎弘道文書による。この中に横井時雄を宣教師と調和し得る人とみる意見があったといわれているが、彼は日本の教会の独立と教派合同を唱えて宣教師たちとはげしく対立した人物である(拙著『日本プロテスタント教会の成立と展開』1975、62、124—126ページ)。
- 13) 横井時雄「同志社の過去及び将来」(『基督教新聞』1898. 4. 29)、「横井校長慰労会」(同上紙、1898. 4. 1)。
- 14) ボードが要求した寄付金の返済額は17万ドル余、つまり34万円余であった。1898年の同志社全体の年間経常費が2万2千円余であり、資本金でも19万円余であったから、とても返済できない金額であった(「同志社事件に対する宣教師の決議」『新世紀』1898. 8)。
- 15) O. Cary, *A History of Christianity in Japan*, II, 1909, p. 281.
- 16) 原田助日誌、1898. 11. 21 (『原田助遺集』1971、106ページ)。
- 17) 『明治卅一年度同志社理事会決議』(同志社史史料編集所所蔵)所収の資料による。社史史料編集所の青木正太郎氏、松井全氏には筆者の随分面倒な願いを快くきいていただいた。記して御礼を申しあげたい。
- 18) 同上綴所収の資料による。
- 19) 1899年の文部省訓令第12号に対するキリスト教主義学校の対応については、つきの資料が有益である。『井深梶之助とその時代』1970、455—541ページ、『明治学院百年史資料集』2、1975、75—102ページ。「小沢三郎編日本プロテスタント史史料『文部省訓令第十二号』とその反響」(『キリスト教社会問題研究』1974. 3、1975. 3、1976. 3)。小論はこの三つの資料のうち、どれから引用したかをひとつひとつべていなかが最初の書より「井深日記」、最後の三冊の雑誌より大体W. イムブリーあての宣教師たち

- の書簡をしばしば引用した。
- 20) 『明治以後教育制度発達史』第4巻, 1938, 661—662ページ。
 - 21) 『青山学院九十年史』1965, 290—291ページ。
 - 22) 江原先生伝記編纂委員会編『江原素六先生伝』1923, 300—307ページ。
 - 23) 'Presentation of the Petition for Religious Liberty in Private Schools' (Japan Weekly Mail, Dec. 9, 1899). これは運動に参加したW. イムブリーの報告したもので、樺山、奥田、岡田との会見の模様をくわしく報告している。10月2日提出の陳情書の全文もここに掲載されている。邦文では『護教』1899. 12. 16, 『福音新報』1900. 1. 17にその要約が報告されているが、その内容は不正確である。彼らの活動は主としてこの英文報告と「井深日記」を手がかりにしてのべた。
 - 24) この外国伝道局の会議の現地よりの報告は 'The Boards of Foreign Missions and Instruction of the Minister of Education' (Japan Weekly Mail, Nov. or Dec., 1899) にくわしい。『福音新報』(1899. 12. 20) にはその邦訳があるが、その最後の個所の訳が正確でないので、意味が通じない。
 - 25) 『明治以降教育制度発達史』354—355, 413—418ページにその経過と条文がしるされている。
 - 26) 『明治卅二年度社務に関する書類綴』(同志社社史史料編集所所蔵) より引用。
 - 27) 『明治卅二年度同志社理董事会決議記録』(同上所蔵) より引用。
 - 28) 『明治卅二年度社務に関する書類綴』を参照。
 - 29) 『明治卅二年度同志社理董事会決議記録』より引用。
 - 30) 「文部省令発令により同志社中学校を廃し普通学校とすることにつき父兄に通報」(明治33年2月) の原本が同志社社史史料編集所に保存されている。
 - 31) 『明治卅二年度同志社理董事会決議記録』を参照。